

一般事業主行動計画

～女性活躍推進法に基づく行動計画～

～次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画～

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる働きやすい職場環境を整えることにより、全ての職員が能力を十分に発揮できるよう、以下の行動計画を策定します。

■策定事業主 社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

■計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日

《女性活躍推進法に関する目標》

管理職（課長以上）に占める女性労働者の割合40%以上を目指します。

【実施時期・取組内容】

令和6年4月～ 職員が各々のキャリア設計やライフプランに沿って働き方を選択できる、新たな人事・給与制度を導入します。（就業規則、給与規則等の改正）

令和6年6月～ これまで職務及び勤務地が限定されていた「一般職職員」に対して、「総合職職員※」の転換研修を行い、管理職を含めキャリア選択ができる環境を整えます。

※令和6年度より「総合職職員」と「一般職職員」の職員区分を「正職員」に統合

令和7年7月～ 管理職および管理職候補者への登用を推進します。

《女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に関する目標》

職員の平均継続勤務年数10年以上を目指します。

【実施時期・取組内容】

令和6年4月～ これまで職員区分により定めていた4つの就業規則を「職員就業規則」、「パート職員就業規則」に統一し、正規、非正規等問わず、同一条件で休暇等を取得できる環境を整えます。

令和6年4月～ 雇用期間が有期である職員に対して、無期転換ルールを説明し、希望者が無期転換の申し込みができる環境を整えます。